

令和 4 年 月 日

三重県飲食店時短要請等協力金【第6期】支給申請書兼請求書 (令和4年1月21日又は31日～令和4年3月6日)

三重県知事 あて

次のとおり三重県飲食店時短要請等協力金【第6期】の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。本協力金の支給決定後は、下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

1 申請者について【必須】

申請者情報を記入し、該当する項目にチェック（ワードファイルで作成される方は、□をクリックして☑にできます。以下同じ。）してください。

申請者情報 (いずれかに✓)	□ 法人	フリガナ										
		法人名										
		フリガナ										
		申請における代表者役職・氏名										
		本店所在地	〒									
		法人番号										
		(フリガナ) 担当者 ※1								資本金	万円	
		連絡先 ※2	電話番号 携帯番号 メール							従業員	人	
	□ 個人事業主	フリガナ										
		氏名										
		自宅住所 ※3	〒									
		連絡先 ※2	電話番号 携帯番号 メール									

※1) 本申請に関して問い合わせ対応ができる方を記載してください。

※2) 日中、確実に連絡が通じる電話番号を記載してください。また、メールアドレスは、できる限りパソコンのアドレスを記載してください。

※3) 本人確認書類と同じ申請者本人の住所を記載してください。

《チェック欄は次ページにもあります!》

◎早期支給の有無【選択必須】

- ：第6期早期支給に申請済み
：第6期早期支給は申請していない

◎過去の時短要請等協力金の申請状況【選択必須】

- ：三重県飲食店時短要請等協力金（第1期～第5期）のいずれかで申請済み
：第6期が初めての申請（過去の申請歴なし）

◎申請者情報【選択必須】

- ：個人事業主
：法人（中小企業・小規模企業）（※）
：法人（大企業）

※中小企業基本法の定義によります。詳しくは申請受付要項をご参照ください。

2 郵便物の送付先（「1 申請者」と異なる場合のみ【必須】！）

申請書類に不備がある場合は、補正通知を送付しますので、郵便物の受取りが可能な住所・あて名を記入してください。

住所	〒
あて名	

3 協力金支給店舗数【必須】

合計店舗数 店

※なお、協力金支給の条件は、「申請者が営業している全ての該当店舗が、要請に応じること」です。要請に応じていない店舗が1店舗でもある場合、全ての店舗について支給できなくなるので、ご注意ください。

4 各店舗についての情報及び協力金支給額【必須】

協力金支給申請額

次ページ「店舗ごとの支給総額」の、全店舗を合計した総額を記入してください。

円 （早期支給額を合わせた支給総額）

店舗ごとに、別紙①及び別紙②（飲食店時短営業等実施店舗、店舗ごとの協力金支給申請額計算書）を作り、店舗名及び支給額 （早期支給額を合わせた金額） を記入してください。

（12店舗以上ある場合は、行の追加又はページを複写してご対応ください）

No.	いずれかに○ ※1		店舗名	該当するものに○		店舗ごとの 支給総額
	当初 地域	東紀州 地域		早期支給 申請済	認証店 ※2	
1						円
2						円
3						円
4						円
5						円
6						円
7						円
8						円
9						円
10						円
11						円
12						円

※1 当初地域：桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町、名張市、伊賀市

東紀州地域：尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

※2 みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の「飲食店事業者版」（黄色のステッカー）の有無でご回答ください。観光事業者版（緑色のステッカー）ではありませんので、ご注意ください。

また、要請期間中に認証店となった店舗も「○」で記入してください。

5 振込先口座【必須】

下の記載欄に、口座情報を記入し、通帳等の写しを添付してください。

金融機関の場合	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関 コード				
	本・支店名	本店・支店 出張所	支店 コード				
	種別	普通・当座	口座番号				
	口座名義人 (フリガナ)						

ゆうちょ銀行の場合	通帳記号						種別
	通帳番号 (右詰め)						普通・当座
	口座名義人 (フリガナ)						

※振込先の口座は申請者本人の名義の口座に限ります。また、法人の場合は当該法人の口座に限ります。

※振込先口座の情報がわかる通帳等の写しが必要です。

6 最後に

記入、該当欄のチェック、添付書類に漏れ・誤り・お忘れはありませんか？

このような不備がある場合、必要に応じて追加書類及び説明を求めることとなり、通常よりも審査にお時間がかかります。ご注意ください。

また、**事実と異なる申請は絶対に止めてください。協力金の不正受給は犯罪です。**
適正な申請にご協力いただきますよう、お願いいたします。

(事務局使用欄)